

## 第7回 中間市行政経営改革有識者会議 会議録（要旨）

●開催日時 平成25年2月4日（月）13時00分から

●開催場所 中間市役所 本館4階 第1委員会室

●出席者（委員） 阿部 哲茂 伊藤 金光 菊池 裕子 柳 潤一 吉田 秀樹  
（事務局）総務部長、企画政策課長、企画政策課行政経営係長

### ●議事次第 【確認事項】

(1) 配布資料及び諮問内容について

(2) その他

### 【協議事項】

・民間委託の推進について

### ●会議録（要旨）

#### 【確認事項】

会長) 行政サービスの見直しについて議論したい。事務局から説明をお願いします。

事務局) 配布資料の説明。

次に、諮問内容だが、これまで行政だけが行ってきた公共サービスを広く民間等に解放し、その専門性と創意工夫を発揮することにより、効率的で質の高い行政サービスを提供していくという目的で実施してきた。今後、中間市として更なる民間委託・民間活力の導入を推進していくためには、どうあるべきかを審議していただきたい。

会長) 行政が直接行うよりも専門的なノウハウを持った民間企業等に委託することでより質の高いサービスが提供できることが1点、また、特定の業務を専門的・集中的に行っている民間業者に委託することでコストを削減できること、そしてさらに、行政サービスの中には、地域密着型という形で市民と協力して公共サービスが提供できるという3つの基本的考え方でこれまで見直してきた。

様々な形で民間活力の導入を行なったようだが、真にコスト削減に繋がったかは色々な見方があり、市民サービスは低下したという意見もある。この会議においては、中長期の観点から、今後どうあるべきかを考えていきたい。ここでは業務委託にテーマを絞って議論する。

事務局) 追加資料を交え、本市の民間委託の導入状況と本市公共施設の管理運営状況について説明する。

業務の区分を大きく4つに分け、委託の実施状況を説明した。分類は、「定型的業務」、「専門的業務」、「イベント、研修業務」、「施設管理運営」。

委員) 民業を圧迫しない範囲であれば良い制度だが、どこの自治体もすべてを委託してないということは、何か弊害や悪い点があるのか。抽象的で構わないが、サービスが低下する例や民間に委ねると悪い点とは何か。

事務局) 業務委託は、どうしても最後は金額の問題となる。指定管理を例に取れば、導入当初は多数の民間企業が公募に応じるが、いずれ価格競争となり委託金額が下がってくる。本市のような小さい市では、実際にその会社で働いている人は同じということも現実にある。そうすると、実質的に競争が起こりえないので、最終的にはやはり住民サービスそのものに影響してくる。

指定管理者制度は、元々、行政が直接行ってきたサービスであり、施設管理自体に価格競争が望ましいのか疑問である。もう1つ、規模的に小さな市では、市内の事業者の数が非常に少なく、どうしても都市圏大手の業者が受注し、地元にお金が落ちないという状況が起こり得る。そうしたことから、本来の目的が達成できているかという点、少し疑問がある。

委員) 確かに、図書館の指定管理などは全国的に大手が多い。

会長) 民間委託を進めることによる弊害が生じていることも事実である。

委員) 全体の奉仕者であるという意識が民間事業者の場合は薄く、利潤を追求し企業活動を行う。民間委託を進めるかどうかは慎重でなくてはならない。金額だけではなく、実際の費用対効果はどうかも見極める必要がある。やはり公務員は全体の奉仕者であるという意識は最も大事なことである。

委員) 公務員は、市民に対し、しっかり顔を向けて役割を果たさなければならない。高度経済成長期から大きく社会状況が変わり、民間活力の導入が進む中で、公務員そのものの真の意味、役割がどのように発揮されていくべきかを考える必要がある。

委員) 経験から言えば、確定申告に行くと、手続や制度上の問題もあるが、担当以外のことは、その自治体へ聞いてくださいとなる。住民に対して直接的な関係が薄い場合、住民からはすごく冷たく感じる。ともに街を発展させていこうとするならば、地域住民との繋がりをもっと重視すべきであり、数字や金額だけでなく温かさというものが需要である。ただ、民間活力の導入自体に反対というわけではない。しかし、こういう問題が出るということは、現在の行政、公務員が我々市民が望むサービスを提供していないということでもある。

委員) 職員は自身の資質向上が、業務を委託業者に回すとき、それがどう活かされているのか。商工業者の立場から言うと、人口が増え街が活性化することを望んで

いるなか、行政は、市民が真に望むサービスを提供していかなければならない。

会長) 公共施設の運営形態については、判断基準にコスト削減という意識があった。民間委託することで公共サービスをより充実してもらいたいものに「土日の公共サービス提供」がある。法律や職員組合の問題もあるが、中間市では土日の行政サービスの提供を行っているのか。

事務局) 年度末の窓口業務だけ行っている。

会長) 個人情報保護の観点から民間委託を見合わせたほうがいいものもある。ここで、資料に書かれている業務以外で市民から要望があがっているものはあるか。

事務局) 土日や平日夜間の窓口業務については、要望がある。現状では難しいが、そこに民間のノウハウなどが活用できないか検討したい。

委員) 全国的にはどうか。

事務局) コンビニでの住民票の発行などを実施している自治体はある。

委員) 市では土日の業務は検討しないのか。

事務局) そういうことはない。ただ、要望が多い住民票交付だけに特化できればよいが、その他の業務を行うとすれば、基本となる住民基本情報を立ち上げておく必要があり、それに合わせて税や保険など各課のプログラム変更が生じてくる。

委員) それならば、民間委託しても同じである。ハードやソフトを変更せずに特定のサービスに特化しないといけない。

委員) 例えば、図書館であれば、勤務の振り替えで対応できるが、本庁の業務となるとシステム全体の問題となってくる。

事務局) 進まない理由はそこにある。住民票はニーズとしては多くあり、大牟田市などがコンビニで発行しているのは、住基カードを使い発行の専用機から出てくるような形をとっている。

委員) 北九州市でも行われている。提供できるサービス内容は、その程度のものでないと厳しい。

事務局) 次に、市内公共施設の管理運営形態を説明する。

委員) 小学校給食調理の3校は委託で、残り3校も随時進めていくのか。

事務局) そう理解している。

委員) 給食は、すべて同じ業者なのか。

事務局) 3校あるが、底井野小学校に1業者、中間東小学校と中間南小学校に1業者の計2業者である。

委員) 警備については、すべて同じ業者であるのか。

事務局) 人的警備は小中学校で同一業者であり、機械警備は小学校と中学校とで別々の業者である。

会長) 保育所が市内に私立保育園が5園あり、中間市に直営の保育所を1つ置いている理由は何か。特別な保育所機能をやっているのか。

事務局) そういう面もある。理由としては、障害児や病後児などの民間でも受け入れが難しいケースは、市が受け持っている。その点では、さくら保育園は市内のリーダー的な存在でもある。ただ、それ以外は大差はない。

会長) 他市でも公立保育所の民営化がされているが、中間市の場合は、公立であることの意義を感じて、現在も直営で運営しているということか。

事務局) そういう面もある。そもそも2つの公立保育園を廃止した経緯がある。また、建設してまだ間もないこともある。さらに、両園からの保育園の市の職員がそのまま勤めており、そういった理由もあると思われる。

会長) 福祉施設だが、子育て支援センターが直営、親子広場リンクが委託だが、所管は同じだが役割が違うのか。

事務局) 子育て支援センターは、子育ての相談業務などが主であり、親子広場リンクは療育事業であり、障害児の療育施設であり役割が異なる。北九州保健福祉圏域では小倉にしか療育センターがないので、親の負担軽減のため近隣自治体での受け皿となっている。

会長) 全部にそれぞれ意義があり、業務委託するものはないということか。

事務局) 福祉施設関係に関して言えばそうなるが、それもあくまで我々が考えていることであって、委託の必要がないわけではない。

会長) 諮問を受けても、何を答申すればよいのかという疑問が生じる。特に民間に業務委託してもいいと思われるものはあるのか。

事務局) 個人的には証明等発行業務などは、どこでも取得できるように環境整備さえ進めば、住民の利便性は向上すると同時に出張所そのものが必要なくなる。

委員) 学校給食は、給食センターに統合した方がメリットがあると思うが、あとは職員の定年待ちということか。

委員) 給食調理を業務委託に対する父兄の反応はどうか。

事務局) 民間委託導入後に児童へのアンケートを含め検証を行った結果、サービスの質の低下はなかったようだ。この評価結果を受け、中間東小学校と中間南小学校にも民間委託を導入した。

委員) 西部出張所の利用が異常に少ない。

事務局) 西部出張所については、これ以上利用が増える見込みはない。

委員) そこが、過度な住民サービスである。あれば便利なのはわかるが、住民票や証明書の発行機があれば済むのではないか。

委員) さくら館の利便性、存在意義を増やすために出張所を作ったようだ。

委員) そこに職員を配置するよりも、物販や食料を売ったり、他の業務に通じた人を配置した方が市民にとってもよいということか。

会長) 出張所は、狭い市域で存在しているから利用するだけで、無くてもよく、出張所機能は統廃合すべきである。あと、ハード面で問題もあるが、土日や夜間の市民サービスの提供も検討していく必要がある。

委員) 地域交流センターは、宿泊施設も備えており、結構利用されている。

委員) 交流センターとは分けて考えないといけない。

委員) 証明書関係のために2人の職員が配置されているなら、人件費や効率性から言えば問題がある。

委員) 交流センターは、窓口業務の他に、宿泊や会議室の受付も2人の職員が行っているの。

事務局) それはまた別の職員が行っている。交流センターの中に窓口が2つあり、それぞれ2名配置している。

委員) 4名の正規職員を配置しているのか。

事務局) 正規職員は1人で、残りは再任用職員である。

委員) 業務内容から言えば民間委託で可能と思われる。

委員) 65歳からの年金受給開始までの間、再任用という仕組みがあるが、そのような枠組みを市の施設だけで賄っているのか。

事務局) 現在、再任用職員は、市の施設だけではなく、普通の職員と同等に働いている。役職がなくなって一般職という扱いである。

委員) 再任用職員を配置すれば、業務委託ができなくなるのでは。

事務局) たしかに、そういった面もあるが、本市の場合、職員が減り過ぎている状況であり、反対に、業務委託をして職員の負担を少しでも減らさないといけないという考え方もある。

会長) もう1点、過度な公共サービス、そこまで行政がする必要はあるのかといったものはないか。

事務局) それは非常にわかりにくい。

会長) 図書館は直営だが、業務内容によって、指定管理の部分と直営の部分があるのか。

事務局) 現在、図書館の管理者は市の職員となっている。

会長) すべて指定管理者にしないのはなぜか。それを1つにまとめることで業務の効率化が図られるのではないか。

事務局) その点については、来年の更新までに一本化する予定である。

会長) 有識者会議として、本当に効率的に業務が行われているのか、過度な行政サービスがないか、民間委託されているものでも非効率的な民間委託の業務がないのかということ提言したい。

事務局) 体育施設等は利用者の拡大が一番の目的であるが、現在の管理状況では少し力不足であると思う。

会長) 文化施設と体育施設は。

事務局) 現在、体育施設と文化施設の両方を文化振興財団が管理しているが、改定する予定である。

会長) 公共施設の一覧表を見れば、見た目上は民間委託が進んでいるが、真の意味で民間委託になっていない部分はないかという視点で見直し、本当の民間委託をする必要がある。調査設計について説明してほしい。

事務局) 入札前に設計書を作るが、それは職員が作成し、その設計書に基づいて、実施設計の入札を行っている。

委員) 民間委託が無駄というよりも、民間委託をして民間業者が成り立つのか。市が提供するサービスに匹敵するものを民間企業は継続して提供できるのか。逆に言えば、民間委託するよりも、市で直接実施した方がよいというケースも出てくるはずだ。民間委託をよく検証して、直営に戻すことも検討してよい。また、人件費削減より住民サービスを優先すべきである。

行政が行う事業は、市民が満足することこそが利益であり、その点で業務に対する姿勢が違うはずだ。

委員) 構造改革が行き過ぎた感もあるので、それはあり得ることである。

会長) 検証システムが必要となってくる。それは作られているのか。

事務局) 庁内に設置している「行政改革推進本部」の中で、毎年、成果の評価を行っている。ただ、チェックが充分行き届いているとは言い切れない部分もある。

委員) 我々の仕事もそうだが、計画は立てるが、検証は意外とやらない。我々の場合、業績を上げるため、常に新しいことに目が行き、肝心の部分が残されている

部分が結構ある。行政も同じだが、時には地方自治の原点に還らないといけないときがある。

事務局) P D C Aサイクルという考えに立ち、検証して見直すという最後の部分に注意しながら取り組んでいきたい。

委員) 市税及び徴収率の推移だが、徴収率があまりにも低い。他では住民税を納めていない場合、証明書等の発行に制限をかけてでも徴収率を高める努力をしているが、中間市ではそうした努力をしているのか。滞納者には何かペナルティを与える必要があるのではないか。

委員) 税は、自治体に住む会費と言われている。生命にかかわる部分は別にしても、公共サービスを受ける権利はないので、証明書を発行しないなどしないと徴収率は上がらない。

事務局) 公の施設の利用制限をかけている自治体もある。大綱を作成した平成 16 年度当時は、県下の平均徴収率は 89%で、中間市が 81.59%と低かったが、行革期間中に滞納処分の強化などに取り組み、平成 21 年度には 90%を超えるに至った。また、昨年 10 月 1 日からは全庁的に債権管理について取り組んでおり、成果は出てきている。

会長) 今回、答申を出した後、我々の提言が如何に実行されていくのか検証ができるのか。

事務局) 今回の出される答申を踏まえ、指針やガイドラインの改定を行う。

※調整の結果、次回の会議は 3 月 18 日 (月) 14 時からに決定。